

令和8年度 神奈川県相談支援従事者初任者研修 募集案内



令和8年度の相談支援従事者初任者研修は、下記のとおり実施します。

1コース（9日間）＋インターバル実習※

講義：2日間 8月27日（木）・8月28日（金）

【会場】小田原合同庁舎 3階 3D・3E・3F（小田原市荻窪 350-1）

2日間 9月上旬頃に配信予定

【配信】eラーニングシステム（期間内であれば分割視聴可）

演習：5日間 9月29日（火）・9月30日（水）・10月27日（火）※

12月3日（木）※・12月4日（金）※

【会場】小田原合同庁舎 3階 3D・3E・3F（小田原市荻窪 350-1）

※2階 2D・2E

※ 演習期間内に1日2時間程度の「インターバル実習（現場研修）」を2回実施

2コース（9日間）＋インターバル実習※

講義：2日間 9月7日（月）・9月8日（火）

【会場】横浜市技能文化会館 2階多目的ホール（横浜市中区万代町 2-4-7）

2日間 9月上旬頃に配信予定

【配信】eラーニングシステム（期間内であれば分割視聴可）

演習：5日間 10月7日（水）・10月8日（木）・11月13日（金）

12月17日（木）・12月18日（金）

【会場】横浜市技能文化会館 2階多目的ホール（横浜市中区万代町 2-4-7）

※ 演習期間内に1日2時間程度の「インターバル実習（現場研修）」を2回実施

研修カリキュラムや、申し込み方法等の詳細については、

「令和8年度 神奈川県相談支援従事者初任者研修実施要領」をご覧ください。

令和8年度 神奈川県相談支援従事者初任者研修 実施要領

1 目的

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とします。

2 実施主体

神奈川県

「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（以下、「事務局」という。）」を事務局として実施します。

3 日程・会場

1コース、2コースともに、「全9日間の講義・演習」及び「インターバル実習」

(1) 講義

1コースの講義 日程：8月27日（木）・8月28日（金）

会場：小田原合同庁舎（小田原市荻窪 350-1）

2コースの講義 日程：9月7日（月）・9月8日（火）

会場：横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町 2-4-7）

(2) 両コース共通講義（映像配信）

eラーニングシステムにて配信する講義映像（2日分）をご視聴いただきます。

なお、配信は両コースとも9月上旬頃を予定しています。

受講生は、映像配信を一定期間いつでも視聴が可能です。（分割での視聴も可能）

(3) 演習

1コースの演習 日程：9月29日（火）、9月30日（水）、10月27日（火）

12月3日（木）、12月4日（金）

会場：小田原合同庁舎（小田原市荻窪 350-1）

2コースの演習 日程：10月7日（水）、10月8日（木）、11月13日（金）

12月17日（木）、12月18日（金）

会場：横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町 2-4-7）

※「(3) 演習」の期間内に「インターバル実習（現場研修）」を2回実施します。

1コース—1回目：10月1日から10月26日の間（詳細は9月30日の演習で説明）

2回目：10月28日から12月2日の間（詳細は10月27日の演習で説明）

2コース—1回目：10月9日から11月12日の間（詳細は10月8日の演習で説明）

2回目：11月14日から12月16日の間（詳細は11月13日の演習で説明）

4 カリキュラム（別紙 1 参照）

- ・「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年 厚生労働大臣告示第 227 号）改正（R1.10）に伴い、相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）は、令和 2 年度から新カリキュラムに基づき実施しています。
- ・令和 6 年度より、厚生労働省が定めるカリキュラムに加えて、神奈川県独自のカリキュラム（令和 5 年度までは「プレ研修」として実施していた内容。）を再編成し、一体的に研修を実施しています。
- ・インターバル実習では、受講者が実際に関わりのある支援対象者（1 名）を選定し、支援実践の学びを深めるための演習事例としてご協力いただきます。この協力依頼は受講者自身が行うものとし、実習を受講するためには事例の準備が必須となります。事例についてお困りの場合、事業所がある市町村の障がい福祉主管課にご相談下さい。
- ・インターバル実習は、申し込み先の市町村の所轄区域内の基幹相談支援センターの協力を得て行われるため、受講者が協力を依頼する支援対象者の住居も、原則同一であることとします。

5 定員 1 コース 96 名、2 コース 120 名（合計 216 名）

6 受講対象者

次の（1）から（3）のいずれかに該当する者

（1）指定相談支援事業所（指定特定、障害児、指定一般）において、

① 相談支援専門員の業務に従事しようとする者

② 指定相談支援事業者の指定申請を予定している事業所の従事者

※応募者多数の場合、今年度又は来年度に「相談支援業務に従事する予定のある者」を優先します。

（2）相談支援に従事する市町村職員

（3）その他県が必要と認める者

<留意事項>

ア 希望コースを選択していただけますが、ご希望に沿えない場合があります。

イ 講義・演習・実習の全ての日程を受講可能な者を受講対象とします。

ウ eラーニング講義の受講後は、レポートを提出していただきます。

具体的な提出方法等については、受講決定後にお知らせします。

エ 横浜市、川崎市においては、それぞれの自治体で研修を実施しています。

両市の所管区域に所在する事業者等は、本研修の対象としておりません。

オ 本研修は、令和 7 年 3 月 31 日に改訂された「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」（以下、「本ビジョン」）に基づく人材の育成のための研修に位置付けています。受講の際には、本ビジョンを必ずご一読の上、受講をお願いします。

相談支援専門員として従事するためには、本研修の修了と実務経験が必要です。
実務経験年数等は、別紙 3 「相談支援専門員の実務経験要件」をご参照ください。

7 受講者の推薦・申込み

(別紙2-1)「令和8年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講申込書」(以下、「受講申込書」という。)に必要事項を記入の上、事業所がある市町村の障がい福祉主管課宛て、同課が定める日までにメールに添付して提出※してください。

また、同一法人内から複数人申し込みを行う場合、法人内で受講優先順位を決定し、その旨ご記入ください。

※申込書の提出先や申込の締切日等については、事業所がある市町村の障がい福祉主管課から通知されます。

(事務局や神奈川県へ直接申し込まれても受け付けられませんのでご注意ください。)

8 受講者の決定

(1) 受講希望者が定員を上回った場合は、選考により受講者を決定します。

※先着順ではなく、法人等及び市町村から提出された受講優先順位や、今年度又は来年度に相談支援業務に従事する予定があること等を参考に選考を行います。

(2) 受講決定(受講の可否及び受講日程)については、事務局から7月末日までに書面で通知予定です。

※受講決定後、受講コースならびに受講者の変更はできませんのでご注意ください。

(3) この研修はインターバル実習が必須です。地域における実習を円滑に行うため、受講決定者の従事する事業所がある市町村及び基幹相談支援センター等の拠点機関に、受講決定者の情報(受講決定者氏名、所属法人名・事業所名及び事業所の電話番号並びに登録メールアドレス)を提供しますので、予めご了承ください。

ご不明点がありましたら、事務局にお問い合わせください。

9 修了証書の交付、修了者名簿の管理について

(1) 本研修の全日程を修了した方に修了証書を交付します。

(2) 県は、研修修了者名簿(修了証書番号、氏名、生年月日、所属等)を管理します。また、研修修了者の事業所がある市町村に上記の情報を提供します。

(3) 動画配信を視聴していただくに当たり、日本相談支援専門員協会のeラーニングシステムを使用します。使用に当たり、日本相談支援専門員協会に受講者情報を提供することがありますので、あらかじめご承知おきください。

10 受講料及び資料代について

9,000円※(支払方法等の詳細は、受講決定通知とともにご案内します。)

※会場までの交通費、研修受講中にかかる経費について、受講者負担とします。

※振り込まれた受講料及び資料代は、いかなる理由があっても返金致しません。

11 その他

- (1) 遅刻及び早退は、欠席とみなします。事前連絡されても 15 分以上の遅刻・中座・早退は欠席とみなし修了証書を交付できませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持ってご来場ください。
なお、欠席した場合でも補講等は実施しませんのでご注意ください。
- (2) 受講態度が著しく悪く、繰り返し注意された方には修了証書を交付できない場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 受講に当たり、障がい等を理由とした配慮が必要な方は、受講申込書の所定欄に必ず記載※し、事前に事務局あてにお知らせください。なお、配慮を行うに当たり、状況をお伺いするため、事務局から直接連絡をすることがあります。
※受講決定後にご連絡頂いた場合、配慮が難しい場合があります。
- (4) ご来場の際は、必ず公共交通機関を利用してください。
- (5) 開講日に、自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講しない場合があります。原則として開講前日の 17 時頃、「障害福祉情報サービスかながわ」のウェブサイト上にその旨を掲載しますので、各自ご確認ください。
<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>
また、研修が運営側の判断で中止となった場合、再度日程を設定します。

【受講申込書の送付先】

事業所がある市町村の障がい福祉主管課宛て

※ 必ず市町村が定める申込受付期間内にお申し込みください。

【研修の申込み、資格要件、研修内容等に関する問合せ先】

※申込書の送付先ではありませんのでご注意下さい。

〒243-0018 厚木市中町4-9-17 原田センタービル6階
特定非営利活動法人
かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局
電 話 (046) 206-7265

【その他、制度等に関する問合せ先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
企画グループ 松木
電 話 (045) 285-0528
ファクシミリ (045) 201-2051

<参考>

研修会場の御案内

令和8年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講者の皆様

研修会場は以下のとおりです。ご確認ください

1コース【講義1・2日目、演習1～5日目】

小田原合同庁舎：3階または2階

講義1日目	令和8年8月27日(木)	3階3DEF会議室(3階県西教育事務所を右折)
講義2日目	令和8年8月28日(金)	3階3DEF会議室(3階県西教育事務所を右折)
演習1日目	令和8年9月29日(火)	3階3DEF会議室(3階県西教育事務所を右折)
演習2日目	令和8年9月30日(水)	3階3DEF会議室(3階県西教育事務所を右折)
演習3日目	令和8年10月27日(火)	2階2DE会議室(エントランス階段上がり右折、ML前右折)
演習4日目	令和8年12月3日(木)	2階2DE会議室(エントランス階段上がり右折、ML前右折)
演習5日目	令和8年12月4日(金)	2階2DE会議室(エントランス階段上がり右折、ML前右折)



〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1

多目的トイレあり

<交通の御案内>

小田急線「小田原駅」西口から徒歩約13分

※ご来場には公共交通機関をご利用ください。自家用車での来場は長時間の駐車になる為、禁止です。

※会場内の指定した場所での飲食は可能(ゴミはお持ち帰りいただきます)。

<参考>

2コース【講義1・2日目、演習1～5日目】

横浜市技能文化会館：2階 多目的室

講義1日目 令和8年9月7日（月）

講義2日目 令和8年9月8日（火）

演習1日目 令和8年10月7日（水）

演習2日目 令和8年10月8日（木）

演習3日目 令和8年11月13日（金）

演習4日目 令和8年12月17日（木）

演習5日目 令和8年12月18日（金）

▼会場までの案内図

チラシ等に会場までの案内図を載せる場合、こちらの地図をご利用下さい。



〒231-0031 神奈川県横浜市中区万代町2-4-7

多目的トイレあり

<交通の御案内>

JR根岸線「関内駅」南口から徒歩約5分

横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2から徒歩3分

※ご来場には公共交通機関をご利用ください。

※会場内の指定した場所での飲食は可能（ゴミはお持ち帰りいただきます）。

令和8年度 神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム

	日程及び場所	時 間	カリキュラム
1日目	<1コース> 日時: 令和8年8月27日(木) 会場: 小田原合同庁舎 <2コース> 日時: 令和8年9月7日(月) 会場: 横浜市技能文化会館	13:00~13:15	【開講・オリエンテーション】
		13:15~14:45	【講義】障がいのある人への意思決定支援について
		15:00~16:30	【講義】ケアマネジメントプロセスの基本的理解、職種間連携と地域支援
		16:30~16:45	事務連絡
2日目	<1コース> 日時: 令和8年8月28日(金) 会場: 小田原合同庁舎 <2コース> 日時: 令和8年9月8日(火) 会場: 横浜市技能文化会館	10:00~10:10	【オリエンテーション】
		10:10~12:10	【講義】ケアマネジメントの実践 本人中心支援、ケアマネジメントプロセス及び実践技術
		13:10~16:40	【演習】ケアマネジメントの実践 本人中心支援、ケアマネジメントプロセス及び実践技術
		16:40~17:00	事務連絡

	日程及び場所	時 間	科 目
3日目 4日目	映像配信 (9月上旬配信予定)	詳細及び視聴方法は 受講決定通知に掲載します。	【第1章 講義1-1】相談支援(障害児者支援)の目的/小澤温:1時間27分
			【第1章 講義1-2 前編】相談支援の基本的視点/熊谷晋一郎:1時間2分
			【第1章 講義1-2 後編】相談支援の基本的視点/熊谷晋一郎:59分
			【第1章 講義1-3】相談支援に必要な技術/島村聡:1時間7分
			【第2章 講義2-1 第1節】相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス/岡西博一:1時間7分
			【第2章 講義2-1 第2節】多職種連携とチームアプローチ/小島一郎:32分
			【第2章 講義2-2】相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点/相馬大祐:1時間35分
			【第3章 講義3-1】障害者総合支援法等の理念・現状/大平真太郎:1時間33分
【第3章 講義3-2】障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本/藤川雄一:1時間32分			

※映像配信については、科目の順番等変更になる場合もあります。

	日程及び場所	時 間	カリキュラム
5日目	【1コース】 令和8年9月29日(火) 会場:小田原合同庁舎 【2コース】 令和8年10月7日(水) 会場:横浜市技能文化会館	9:30~9:50	オリエンテーション
		9:50~10:30	【§1(講義)】 インテーク、アセスメント(確認)
		10:40~10:55	【§2(講義)】 アセスメント、事例説明
		10:55~11:05	【§2(演習)】 事例の読込
		11:05~11:15	【ワーク1(講義)】 アセスメントの視点の確認
		11:15~11:25	【ワーク1(演習)】 事例の再読込
		11:25~11:40	グループワークの説明、グランドルール等
		12:40~12:50	自己紹介、役割分担(司会・記録)
		12:50~13:20	【ワーク1(演習)】 事例共有、ストレングスの整理
		13:20~13:40	【ワーク2(講義)】 ニーズ整理の視点の確認
		13:40~14:30	【ワーク2(演習)】 ニーズ整理
		14:50~16:30	【ワーク2・3(演習)】 ニーズ整理、本人像の共有
		16:30~17:00	リフレクション、事務連絡
6日目	【1コース】 令和8年9月30日(水) 会場:小田原合同庁舎 【2コース】 令和8年10月8日(木) 会場:横浜市技能文化会館	9:30~9:35	オリエンテーション
		9:35~9:55	【ワーク4(講義)】 プランニング・ゴール設定
		9:55~10:25	【ワーク4(演習)】 プランニング・ゴール設定、アイデア出し
		10:25~11:30	【ワーク5(講義・演習)】 サービス等利用計画作成
		12:30~13:45	【ワーク5(演習)】 サービス等利用計画案作成
		14:00~14:15	【ワーク6(講義)】 サービス担当者会議
		14:15~15:45	【ワーク6(演習)】 サービス担当者会議ロールプレイ
		16:00~16:30	【講義】 モニタリング・終結
		16:30~16:55	演習ガイダンス
		16:55~17:00	事務連絡

※【相談支援プロセス実習①】実習ガイダンス後 各受講者が支援対象者を設定し演習事例を作成します。

イン ター バル (実 習)	約1ヶ月間 【相談支援プロセス実習①】	※受講者が関わっている支援対象者の協力を得て《インターク・アセスメント》を行い、支援方針を整理する。 ※指定様式、他指定様式に準ずる独自様式。 ※インターク・アセスメント 支援対象者との関係性の構築を意識し、支援対象者の本人像を全体的に把握する視点で行う(ストレングス、支援対象者の周辺における社会資源等を含む)。 ※演習事例として、 受講者が実際にかかわりのある支援対象者1名に協力を依頼してください。 事例を準備できない方は、受講が認められませんのでご注意ください。 ※ 支援対象者の住居は、受講を申し込んだ市町村と、原則同一 であることとします。														
	7日目	【1コース】 令和8年10月27日(火) 会場:小田原合同庁舎 【2コース】 令和8年11月13日(金) 会場:横浜市技能文化会館	<table border="1"> <tr> <td>9:30~10:00</td> <td>【オリエンテーション】</td> </tr> <tr> <td>10:00~10:10</td> <td>グループメンバーの共有</td> </tr> <tr> <td>10:10~12:10</td> <td>【演習2-1】アセスメント及び支援方針の報告と検討(GSVの体験)</td> </tr> <tr> <td>13:10~16:05</td> <td>【演習2-1】アセスメント及び支援方針の報告と検討(GSVの体験)</td> </tr> <tr> <td>16:05~16:30</td> <td>グループスーパービジョンの振り返り 相談支援プロセス実習②の取り組み</td> </tr> <tr> <td>16:30~16:55</td> <td>【ガイダンス】実習の説明</td> </tr> <tr> <td>16:55~17:00</td> <td>事務連絡</td> </tr> </table>	9:30~10:00	【オリエンテーション】	10:00~10:10	グループメンバーの共有	10:10~12:10	【演習2-1】アセスメント及び支援方針の報告と検討(GSVの体験)	13:10~16:05	【演習2-1】アセスメント及び支援方針の報告と検討(GSVの体験)	16:05~16:30	グループスーパービジョンの振り返り 相談支援プロセス実習②の取り組み	16:30~16:55	【ガイダンス】実習の説明	16:55~17:00
9:30~10:00	【オリエンテーション】															
10:00~10:10	グループメンバーの共有															
10:10~12:10	【演習2-1】アセスメント及び支援方針の報告と検討(GSVの体験)															
13:10~16:05	【演習2-1】アセスメント及び支援方針の報告と検討(GSVの体験)															
16:05~16:30	グループスーパービジョンの振り返り 相談支援プロセス実習②の取り組み															
16:30~16:55	【ガイダンス】実習の説明															
16:55~17:00	事務連絡															
イン ター バル (実 習)	約1ヶ月間 【相談支援プロセス実習②】	※相談支援プロセス実習①及び演習を踏まえ《再アセスメント・ニーズ整理・サービス等利用計画の作成》を行う。 ※指定様式、他指定様式に準ずる独自様式。 《地域支援に関する情報収集》地域の相談支援体制、社会資源等について確認する。														

※【相談支援プロセス実習②】実習ガイダンス後 各受講者が支援対象者を設定し演習事例を作成します。

	日程及び場所	時 間	カリキュラム
8日目	【1コース】 令和8年12月3日(木) 会場:小田原合同庁舎 【2コース】 令和8年12月17日(木) 会場:横浜市技能文化会館	9:30~10:00	【オリエンテーション】
		10:00~11:50	【演習2-2】再アセスメント及び支援方針(計画)の報告と検討
		12:50~14:20	【演習2-2】再アセスメント及び支援方針(計画)の報告と検討
		14:20~14:40	【演習2-2】再アセスメント及び支援方針(計画)の報告と検討
		14:55~16:40	【演習3-1】再アセスメント、プランニング演習(前半)
		16:40~17:00	事務連絡
9日目	【1コース】 令和8年12月4日(金) 会場:小田原合同庁舎 【2コース】 令和8年12月18日(金) 会場:横浜市技能文化会館	9:30~9:50	【オリエンテーション】
		9:50~11:30	【演習3-2】再アセスメント、プランニング演習(後半)
		11:30~12:10	【演習3-2】再アセスメント、プランニング演習(個人)
		13:10~14:40	【演習3-3】ケアマネジメントプロセス演習の振り返り
		14:50~15:30	【演習3-4】グループ発表
		15:30~16:10	相談支援プロセスに関するまとめ
		16:10~16:40	主催者よりあいさつ、現任研修(更新)等の説明等 修了証書授与
		16:40~17:00	事務連絡

※インターバル実習の演習事例は必ず作成しご提出ください。提出ができない方は受講が認められませんのでご注意ください。

※内容・時間等変更する場合がございます。休憩等の詳細は当日のカリキュラムにてご案内します。

<申込先>事業所所在の市町村

※市町村記入欄

令和8年度神奈川県相談支援従事者初任者研修 受講申込書

Form with fields for personal information, business details, and application preferences. Includes sections for '優先順位', '初任者研修(第1希望)', '初任者研修(第2希望)', '法人名', '事業所名', '事業所の種類', '指定相談支援事業所の指定申請', '所在地', '電話', 'ファクシミリ', 'メールアドレス', '個人アドレス', '受講動機', and '就業する予定の業務'.

※令和8年度相談支援業務従事状況調査にて、御記載いただいた住所又はメールアドレス、回答を御依頼する予定ですので、御了承ください。(事業内個人アドレスでも可。)

【留意事項】

- 申込みは一人一枚としてください。
○「事業所の種類」、「相談支援事業者の指定申請」、「相談支援業務の従事予定」、「障害福祉業務経験年数」について、必ず御記入ください。
○氏名・生年月日は初任者研修において修了証書に記載しますので、お間違いないよう正式に御記入ください。
○御記載いただいた情報は、当該研修の運営及び統計資料の作成、市町村、日本相談支援専門員協会及びインターバル実習先の基幹相談支援センター等への情報提供に使用することがありますので、あらかじめ御了承ください。
○上記以外の目的で本人の了承なく個人情報を第三者に開示することはありません。
○希望する回を選択することができますが、希望に添えない場合もありますのであらかじめ御承知おきください。

相談支援専門員の実務経験要件

<別紙3>

業務 範囲	業務の内容	経験 年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で、下記に掲げる事業等において、同年9月30日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者 <input type="radio"/> 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 <input type="radio"/> 精神障害者地域相談支援センター <input type="radio"/> その他これに準ずる事業等(a)	3年以上
	イ 相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者 <input type="radio"/> 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 <input type="radio"/> 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 <input type="radio"/> 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 <input type="radio"/> その他これに準ずる事業等(b)	5年以上
	ウ 病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※3を有する者 (4) イに掲げる業務に1年以上従事した者	5年以上
	エ 就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者 <input type="radio"/> 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター <input type="radio"/> その他これに準ずる業務(c)	
	オ 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者 <input type="radio"/> 特別支援学校 <input type="radio"/> その他これに準ずる機関(d)	
	カ 施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者 <input type="radio"/> 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 <input type="radio"/> 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 <input type="radio"/> 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 <input type="radio"/> その他これに準ずる施設(e)	10年以上
	キ 上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	ク 上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して3年以上かつ国家資格等※3による業務に5年以上従事している者	—

(必要な経験年数※4は、通算期間)

【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム 等
c	地域就労援助センター 等
d	小学校及び中学校の特別支援学級 等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター 等

※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※2 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※3 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

※4 必要な経験年数の従事日数の考え方

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆ 本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」をご確認ください。